

答申第126号

平成20年11月14日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成20年4月8日付神行財管第26号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

第2回御影工業高校跡地事業者選考審査委員会配付資料のうち、「応募グループ別会社概要一覧表」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

「応募グループ別会社概要一覧表」を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「平成 20 年 1 月 16 日付作成

損害賠償請求控訴事件 平成 19 年(行コ)第 108 号

提出先：大阪高等裁判所第 14 民事部 D3 係

提出内容：文書提出命令申立に対する意見書(2)

公開請求内容：文面 4 頁 3 事業遂行能力の審査

(2) 表記・マンション供給戸数ランキング

- ・単体年商に占めるマンション建設事業費の率
- ・単体年商に占める本件事業費の率
- ・投資利回り

以上 4 項目のコメントとなる作成資料」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、「応募グループ別会社概要一覧表(以下「本件公文書」という。)」を文書特定し、非公開とする決定を行った。

(3) これに対し、申立人は本件決定を取り消し、本件請求に係る情報の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 20 年 3 月 27 日付の異議申立書、平成 20 年 6 月 9 日付の意見書及び平成 20 年 8 月 8 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

実施機関が公開しない旨決定した理由は、条例第 10 条第 2 号アに該当、企業の内部管理に属する事項であり、公にすることにより公正な競争上の利益が損われるとともに、既に公表されている応募企業の順位が特定され、法人の社会的評価、名誉が損われると認められるためというものであった。しかし、これは原則公開の条例の解釈を明らかに誤り、違法であるので取り消しを求める。

ここで根拠とされる条例第 10 条第 2 号アは、「(2) 法人その他の団体(国並びに地方

公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの(人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。)ア公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」という規定である。

したがって、本件請求にかかる文書を公開することで、コンペ参加企業の「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」ひいては「既に公表されている応募企業の順位が特定され、法人の社会的評価、名誉が損われると認められる」かどうか論点となるが、実施機関は、本件請求した文書は、「企業の内部管理に属する事項であり、公にすることにより公正な競争上の利益が損われるとともに、既に公開されている応募企業の順位が特定され、法人の社会的評価、名誉が損われると認められる」ということを理由にこれに該当するとするものである。

しかし、第一に本件公文書がなぜ企業の内部管理に属する事項に当たるのか、理由は示されていない。

本件公文書は、第2回御影工業高校跡地事業者選考審査委員会において実施機関の事務当局が審査委員に対する説明用に作成した資料であって、応募事業者が作成した文書そのものではない。審査委員に分かりやすいように事務当局が原応募書類から抜き出して整理したものにすぎない。そこには議事録記載のとおり「マンション供給戸数ランキング」「単体年商に占めるマンション建設事業費の率」「単体年商に占める本件事業費の率」「投資利回り」、並びに、もしあるとすればこれらに対する当局の説明が記載されているはずで、それ以外に企業の秘密事項が記載されているとも思えない。もしあるのなら、その部分は非公開にすればよい。公開を請求しているのは前記4項目に関する部分だけである。しかもそこにはそれぞれに対応する企業名は記載されていないはずである。

マンション供給戸数は企業規模の大小に応じて当然多い企業もあれば少ないものもある。企業の規模は資本金の額や従業員の数などによってその企業固有のものであり、企業規模の大小によって社会的評価が決まらないと同様に、供給戸数の大小がそのまま企業の優劣を表しているわけではないことは言うまでもない。単に実績の参考になるしかない。単体年商に占めるマンション建設事業費の率は、その企業がマンション建設に重点を置いているか、戸建やその他の事業を兼業しているかによって変わるものであるから、これが高いほど社会的評価が高く、低ければ名誉が損なわれるというものではない。単体年商に占める本件事業費の率も事業規模の大小により高低があるのは当然で、高いからといって企業の社会的評価が下がり、名誉が損なわれるというものではない。投資利回りなどは本件コンペ限りの、あくまでも単に計算上の予想利益率に過ぎないものであ

るから、それがそのまま企業の投資効率を表しているものとはいえず、したがって、その高低によって企業の社会的評価が決まるというものではない。

以上のごとく、本件公文書には企業のノウハウや機密にすべきものは含まれておらず、これが公開されても、企業の公正な競争上の利益が損われるということとはできない。また、単にこれだけの要素で応募企業の順位が特定されることはあり得ない。まして、企業名は伏せられているのである。仮に、万一特定されることがあっても、たまたま特定のプロジェクトの事業提案に対してなされた評価に過ぎず、前述のごとくそれがそのまま企業の社会的評価や名誉につながるものではないことは明らかである。

会社概要などは上場会社では一般に公開されており財務内容をある程度知ることができるものであるから、それが公開されたからといって企業の競争上の利益が害されるということとはできず、また、非上場会社にあっても昨今ではホームページなどによって知ることができるものであるから、たとえそれが公開されても同様に企業の競争上の利益が害されるということとはできない。単に主観的に知られたくないという理由や、利益が害されるおそれがあるというだけでは非公開の理由とはなり得ない。「競争上の地位その他正当な利益を害する」とは、当該法人の競争上の地位や正当な利益が害されることが客観的に明らかでなければならない。ノウハウとして独自の工夫のあることが必要である。単なる抽象的、確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。競争相手が活用できるような情報でなければならない。

本件公文書は応募企業が提出した資料等に基づいて神戸市が作成したもので、応募企業が作成した資料そのものではない。これの開示が応募者の神戸市に対する信頼を損なわせる程度は、応募者が作成した資料そのものを開示することに比べ小さいはずである。本件公文書は応募者の事業遂行能力の審査にあたって事務局が行ったコメント内容である。これの公開によって企業の公正な競争上の地位その他正当な利益が損われることはあり得ない。当然企業名は非公開で十分である。

よって、本件公文書を非公開とする理由は存在せず、非公開決定は取り消さなければならない。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 20 年 5 月 14 日付の非公開理由説明書、平成 20 年 7 月 14 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

公開請求のあった公文書は、応募企業が提出した資料等に基づいて、事業遂行能力を比較・審査するために神戸市が作成したもので、その内容は、会社概要として財務状況を

含む企業情報が記載されており、特に非上場企業においては一般に開示されない情報が開示されることにより、応募企業の競争上の利益を害するおそれがある。

本件公文書に記載されている情報は、内部管理に属する秘密として保護されなければならないものであって、公にすることにより、応募者の公正な競争上の利益が損われると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当する。

また、当選者及び次点者以外の応募者の順位は公表していないが、本件公文書を既に公開されている資料と照らし合わせるにより、その順位を知ることができる。

応募者の順位が特定されるとたとえその評価が本件に関してのものにすぎないとしても、ある応募者の提案した内容が低い評価を受けたという、通常関係者以外に知られることを望まない事実が公になり、その応募者の企画・提案能力が低いと見られることにもなる。そのため、本件公文書を公開することにより、当該応募者の社会的評価、名誉が損われると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、「応募グループ別会社概要一覧表」の非公開決定処分である。

以下検討する。

(2) 本件公文書の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

実施機関によると、本件公文書は、神戸市立御影工業高校跡地土地利用事業者募集の審査過程において、当該事業の遂行能力、資金計画の健全性、確実性、安全性の判断材料の 1 つとして、御影工業高校跡地事業者選考審査委員会（以下「選考審査委員会」という。）において審査委員に配付した資料であるとしている。

実施機関によると、選考審査委員会の審議過程において使用される審議資料等は、応募グループや各構成員企業名（22 社）を、番号とアルファベットを用いて匿名化したうえで整理したとしている。また、各データの配列は実施機関が選考審査委員会用資料を作成するにあたって設定した配列順序に基づいて作表されており、この配列順序は、選考審査委員会の審議過程において一貫して使用されているとしている。

審査会が、本件公文書を見分したところ、本件公文書には「応募グループ別会社概要一覧表」、「自己資本比率・固定長期適合率」、「総資本経常利益率・粗利益率」、「単体年商（マンション分譲企業）に占めるマンション建設事業比率」、「単体年商に占める総事業比率」、「2004 年度マンション供給戸数ランキング」が記載されている。なお、本件公文書には申立人が公開請求した「投資利回り」についての記載はない。

本件公文書中、「応募グループ別会社概要一覧表」は、応募グループの構成員企業ごと（22社分）に資本金・株式公開・格付け等の会社概要と財務諸表を中心とする決算状況（主として平成17年3月期）当該企業の上場等に関する応募時点での状況が記載されている。これらの情報は、およそ企業においてホームページ等で公表されており、入手することが可能な情報である。「自己資本比率・固定長期適合率」及び「総資本経常利益率・粗利益率」は、応募グループの構成員企業ごとに棒グラフで示されている。これらの各比率は、企業の経営分析する際に通常使用される財務指標であり、およそ企業の財務諸表を入手すれば算出可能な情報である。「単体年商（マンション分譲企業）に占めるマンション建設事業比率」は、応募グループごとに棒グラフで示されている。これらの比率は応募グループが見込んだ分譲経費をマンション分譲企業の総売上高（年商）で除して算出されているが、分譲経費そのものは公になってはいないものの、マンション分譲企業の総売上高（年商）はおよそ企業の財務諸表等を入手すれば算出可能な情報であり、対象となる企業の規模がその数値に顕著に反映されている。「単体年商に占める総事業比率」は、応募グループごとに棒グラフで示されている。これらの比率は応募グループが見込んだ総事業費を応募グループ全企業の総売上高（年商）で除して算出しているが、総事業費そのものは公になってはいないものの、応募グループ全企業の総売上高（年商）はおよそ企業の財務諸表等を入手すれば算出可能な情報であり、企業の規模が顕著にその数値に反映されている。「2004年度マンション供給戸数ランキング」は、2004年度にランク付けされた構成員企業の供給戸数を示した表であり、企業のホームページで知ることができる情報である。

以上のとおり、これらの情報は企業のホームページ等によって公表されている情報、既に公表されている情報から計算することによって明らかにできる情報、もしくは数値そのものは明らかにできないが、企業規模が顕著に反映される情報であり、本件公文書が公になると、本件公文書に記載された情報と既に公表されている情報等と照合することによって、どの配列に記載された情報がどの構成員企業に属する情報であるのか、各々の構成員企業名がおよそ明らかになることが認められる。また、構成員企業は応募グループ単位にまとめられているため、構成員企業のうち1社でも明らかになれば、どの応募グループの情報であるかが明らかになり、ひいては審査委員会用資料を作成するにあたって設定した応募グループの配列順序が明らかになるものと認められる。

実施機関としては、各表に記載された応募グループ及びその構成員企業の配列順序によって、実施機関がすでに公開している「審査集計シート（二次）」に記載された応

募グループが明らかになり、当該コンペにおいて落選した各応募グループの個別の得点及び順位も明らかになると主張する。そこで、落選した応募グループの個別の得点及び順位が非公開情報に該当するのか否かについて検討する。

既に公開されている「審査集計シート(二次)」には、各応募グループの審査項目(施設内容、建築・外構計画、事業遂行能力等、全体計画)ごとの点数及びそれらを合算した内容点、譲受申出価格に基づく価格点、内容点と価格点を合算した総合得点及び順位が記載されている。既に当選した応募グループ及び次点となった応募グループについては公表されているが、3位以降の応募グループの順位については公表されていない。そこで3位以降の落選した応募グループの得点及び順位であるが、各応募グループがどのような評価を受けて落選したかという情報は、通常競合他社には知られたくない情報であり、秘匿したい情報であると考えられる。また、これらの評価が明らかになると本件コンペの提案に対する評価にとどまらず、当該法人の企画能力、技術力、並びに事業遂行能力など、社会的評価に影響を与えるおそれがあることは否定できない。

したがって、本件公文書を公にすると、各資料に共通して使用されている応募グループに関する情報の配列順序が判明し、その配列順序を審査集計シート(二次)に結合することによって落選した応募グループの評価が明らかになり、落選した応募グループの競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件公文書は条例第10条第2号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

なお、「投資利回り」について、実施機関は対象文書として本件公文書を特定したが、本件公文書中には記載がなく、また、実施機関としては選考審査委員会資料において唯一「投資利回り」が記載されているのは、応募グループが提出した企画提案書の収支計画書に記載があるのみであるとしている。そうすると、実施機関は「投資利回り」に関する情報を作成していないのであるから、不存在決定とすべきであった。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 20 年 4 月 8 日	-	* 諮問書を受理
平成 20 年 5 月 14 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 20 年 6 月 9 日	-	* 申立人から意見書を受理
平成 20 年 7 月 14 日	第 219 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成 20 年 8 月 8 日	第 220 回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成 20 年 9 月 12 日	第 221 回審査会	* 審議
平成 20 年 10 月 28 日	第 222 回審査会	* 審議